

國王尚元の、隆慶三年派遣の赴京の官員の消息をたずねて使者馬佳尼等を遣わす執照（一五七〇、二、一五）

琉球国中山王尚元、朝京の官員の消息を探聴する事の為にす。

本国は隆慶三年（一五六九）に貢期に適當すれば、特に王舅毛廉を差つかわし、長史蔡朝器等どもと共に、本国の小船二隻に坐駕し、共に礼儀を載して進貢し慶賀せしむ。福建布政使司の、例に照らして摘発し先に回国せしむるを蒙る。今、照らすに、原もと差さわせる王舅毛廉・長史蔡朝器・使者衛榮・都通事鄭祐、併びに人伴周魯每等は、表箋を齎して京に赴き、未だ曾て国に到らず。此の為に今、特に使者・都通事等の官の馬佳尼・吳桐秀・沈文等を遣わし、字字三十九号半印勘合執照を付し、夷梢を率領し、本国の小船一隻を撐駕し、福建等の地方に前去し、王舅毛廉・長史蔡朝器等の消息を探聴して回国せしむ。如し経過の関津把隘ところの去処及び沿海巡哨の官軍の驗実とこに遇わば、即便に放行し、留難して困こつて遅悞して便ならざるを得しむる母れ。所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

今開す

使者二員 馬佳尼 吳桐秀 人伴四名

都通事一員 沈文 人伴三名

管船火長・直庫二名 林世明 彭金

稍水共に一百十四名

隆慶四年（一五七〇）二月十五日

右の執照は都通事沈文等に付し、此れに准ぜしむ

朝京の官員の消息を探聴する事の為にす 執照

1-31-06

國王尚元の、進貢謝恩のため正議大夫鄭憲等を遣わす執照

（一五七一、二、二二）

琉球国中山王尚元、進貢、謝恩等の事の為にす。

今、特に正議大夫鄭憲を遣わし、長史鄭祐等どもと共に、表箋各一通を齎捧せしむ。本国の小船一隻に坐駕し、馬二匹・生硫黄五千斤・金結束金起沙魚皮紋靴紅漆鞘腰刀二把・鍍金銅結束紅漆鞘線紮靶腰刀二十把・銀結束銀起沙魚皮紋靴紅漆鞘腰刀二把・鍍金銅結束紅漆靶鞘腰刀一十把・鍍金銅結束紅漆鞘貼金靶鎗一十把・束香一百斤・蘇木一千三百斤を装載し、京に赴き進貢し謝恩す。所よ抛りて今差去する人員は、別に文憑無くば誠に所在の官司の盤阻して便ならざるを恐る。王府、除外に今、字字四十二号半印勘合執照を給して存留在船通事蔡朝傑等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の関津把隘ところの去処及び沿海巡哨の官軍の驗実とこに遇わば、即便に放行し、留難して困こつて遅悞して便ならざるを得しむる母れ。所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。